

文京区 男女平等参画に関する区民調査

報告書

【概要版】

文京区では、性別にかかわらず、全ての人が互いの人権を尊重し、いきいきと暮らせる社会を実現するため、「文京区男女平等参画推進計画」を策定し、取組を推進しております。

このたび、令和8年度に本計画を改定するにあたり、令和7年9月に区民の皆様にお願ひしたアンケート調査から、主な結果を報告書概要版としてまとめました。

なお、調査結果全体をまとめた「文京区男女平等参画に関する区民調査報告書」は、男女平等センター、区立図書館、行政情報センター等で閲覧できるほか、文京区のホームページに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

目次

I. 調査概要	2
II. 回答者の属性	3
III. 調査結果の概要	
1. 家庭生活について	4
2. 保育・教育について	6
3. 男女平等への関心と意識について	6
4. 就労・職場について	8
5. 女性の活躍について	9
6. 家庭生活と社会生活の両立について	10
7. 地域活動、社会活動への参画について	11
8. 政策決定過程への女性の参画について	12
9. 健康について	13
10. 人権問題について	14
11. 性の多様性について	17
12. 暴力の防止について	19
13. 生活の困りごとや悩みごとの相談窓口やサービスについて	21
14. 男女平等参画の推進施策・男女平等センターについて	23

令和8(2026)年3月
文京区

I. 調査概要

1. 調査の設計

項目	内容
調査期間	令和7年9月5日(金)～9月25日(木)
調査対象	満18歳以上の区民
標本数	3,000人
抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出
調査方法	自記式調査票による郵送配布、郵送回収及びweb調査の併用

2. 調査項目

1. 家庭生活について(問1～問3)
2. 保育・教育について(問4)
3. 男女平等への関心と意識について(問5～問6)
4. 就労・職場について(問7～問8)
5. 女性の活躍について(問9～問10)
6. 家庭生活と社会生活の両立について(問11～問14)
7. 地域活動、社会活動への参画について(問15～問16)
8. 政策決定過程への女性の参画について(問17～問20)
9. 健康について(問21)
10. 人権問題について(問22～問26)
11. 性の多様性について(問27～問30)
12. 暴力の防止について(問31～問34)
13. 生活の困りごとや悩みごとの相談窓口やサービスについて(問35～問37)
14. 男女平等参画の推進施策・男女平等センターについて(問38～問40)
15. 回答者自身について(問41)

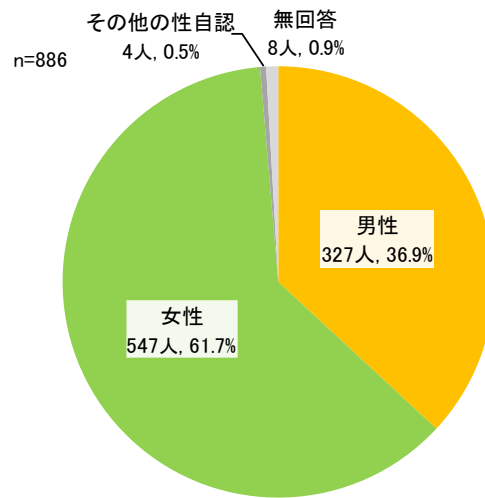
3. 回収結果

	対象者数	有効回収票数	有効回収率
今回	3,000人	886件	29.5%
前回	2,500人	1,031件	41.2%

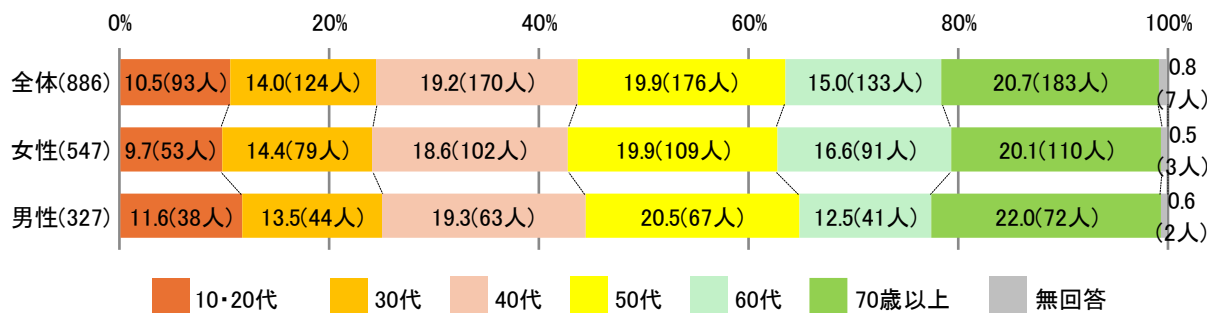
- ・ 本文、表、グラフなどに使われる「n」は、各設問に対する回答者数です。
- ・ 百分率(%)の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しています。したがって、単数回答(1つだけ選ぶ問)においても、四捨五入の影響で、%を足し合わせて100%にならない場合があります。
- ・ 複数回答(2つ以上選んでよい問)においては、%の合計が100%を超える場合があります。
- ・ 本文、表、グラフは、表示の都合上、調査票の選択肢等の文言を一部簡略化している場合があります。

Ⅱ. 回答者の属性

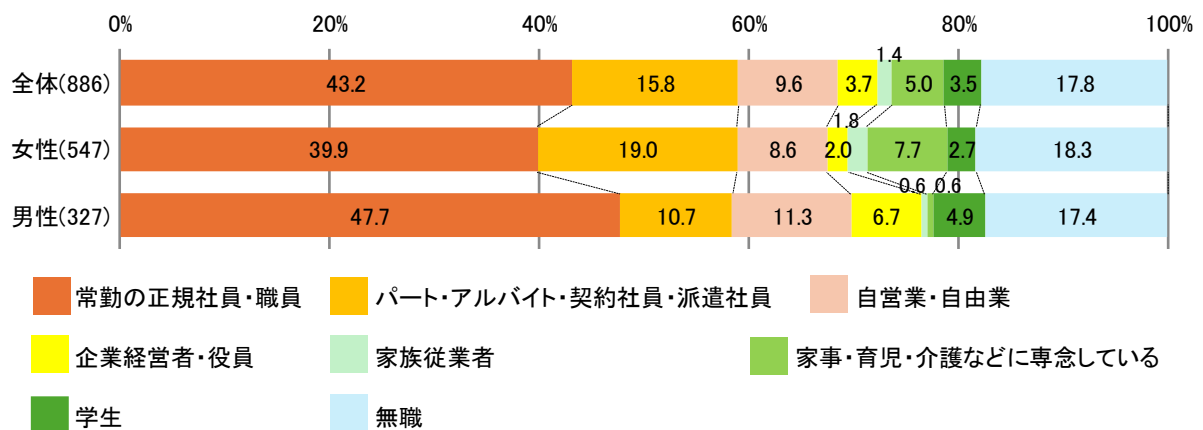
1. 性別



2. 年齢



3. 職業等

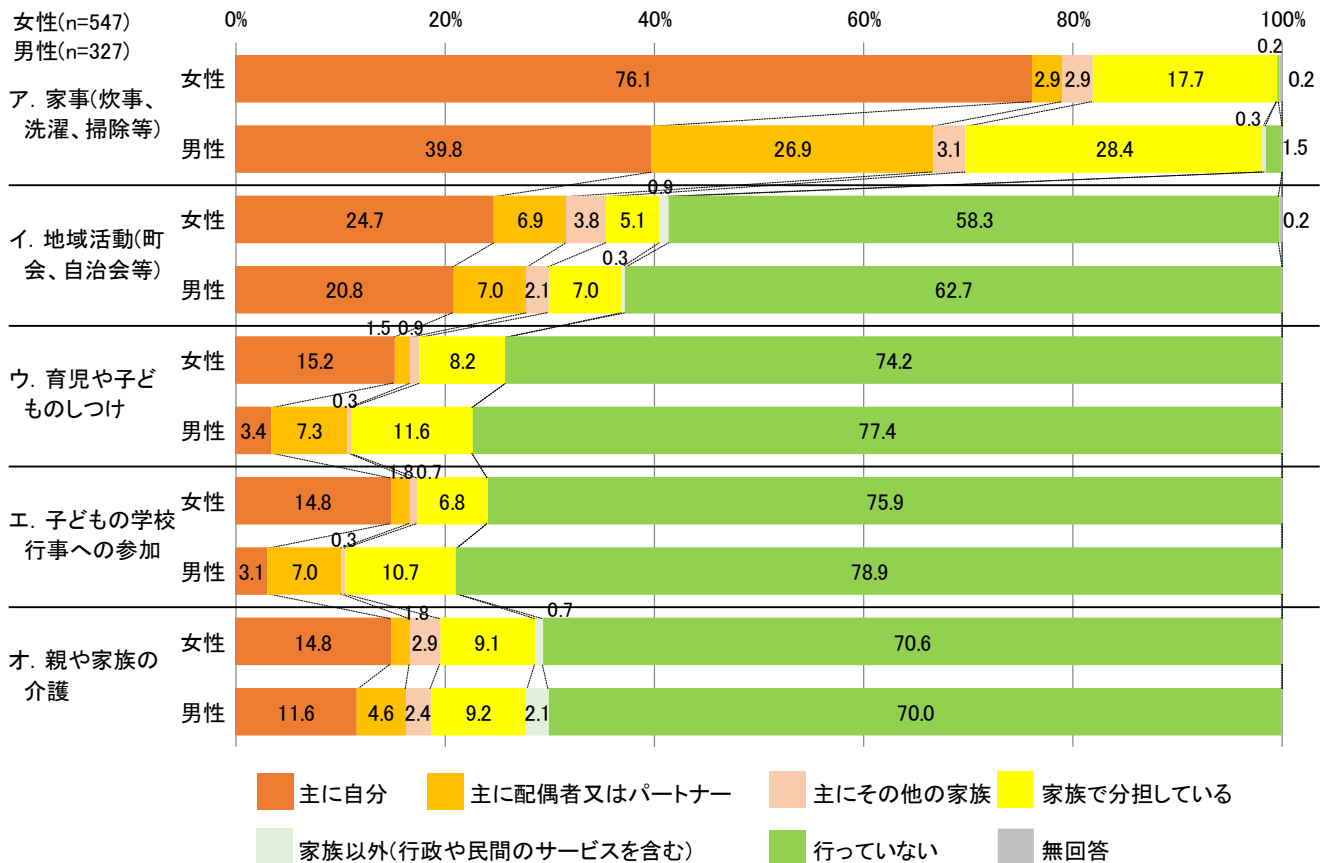


Ⅲ. 調査結果の概要

1. 家庭生活について

① 家庭における役割分担

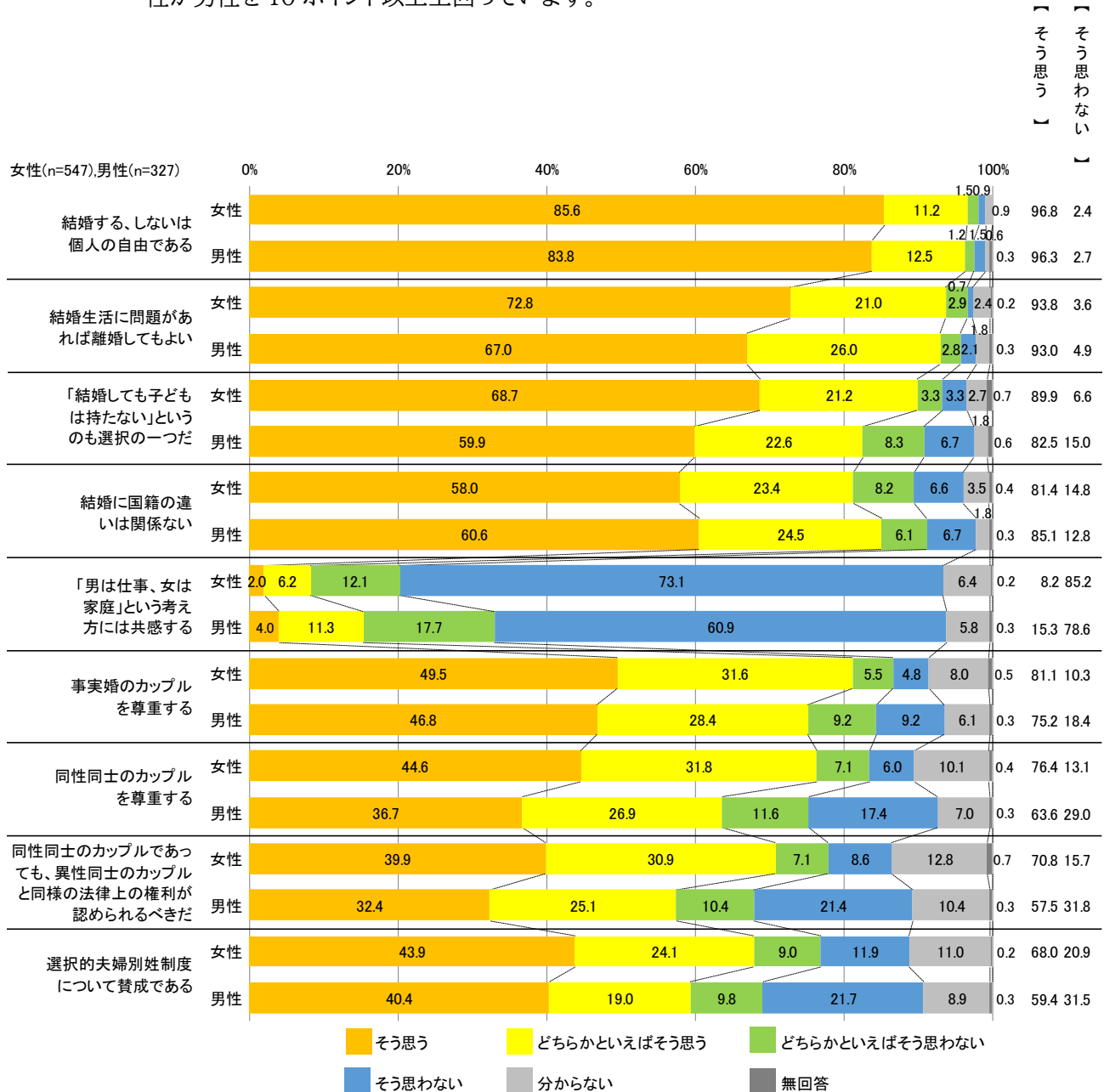
家事(炊事、洗濯、掃除等)を「主に自分」が行っていると回答した割合は、男性が39.8%と4割であるのに対し、女性は76.1%と7割を超えています。



② 結婚や出産、男女の役割に関する考え方

「結婚する、しないは個人の自由である」、「結婚生活に問題があれば離婚してもよい」については、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計(以下、『そう思う』)が男女共に9割以上となっています。

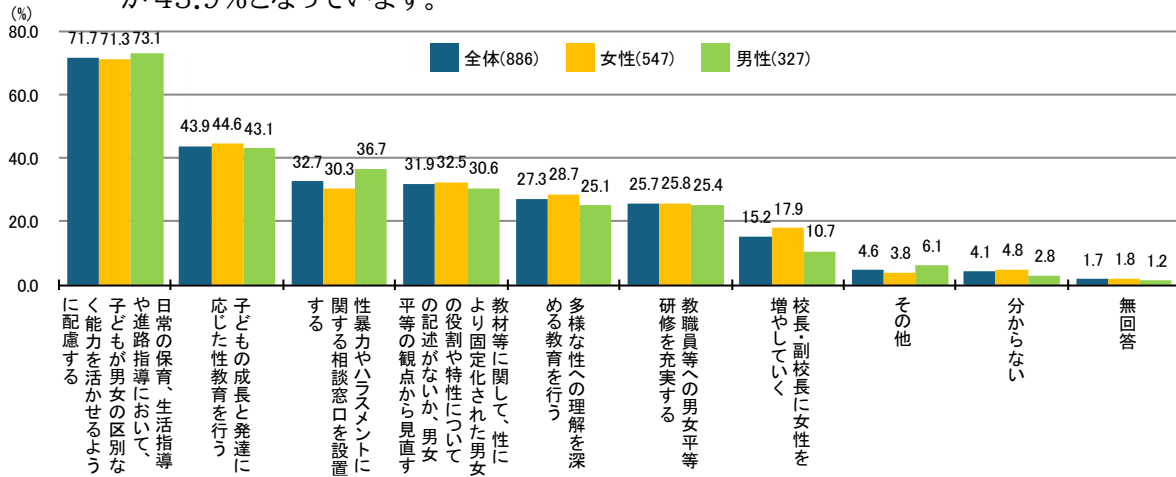
性別で見ると、「同性同士のカップルであっても、異性同士のカップルと同様の法律上の権利が認められるべきだ」、「同性同士のカップルを尊重する」については、『そう思う』割合は女性が男性を10ポイント以上上回っています。



2. 保育・教育について

① 保育や教育の現場で力を入れればよいと思うこと

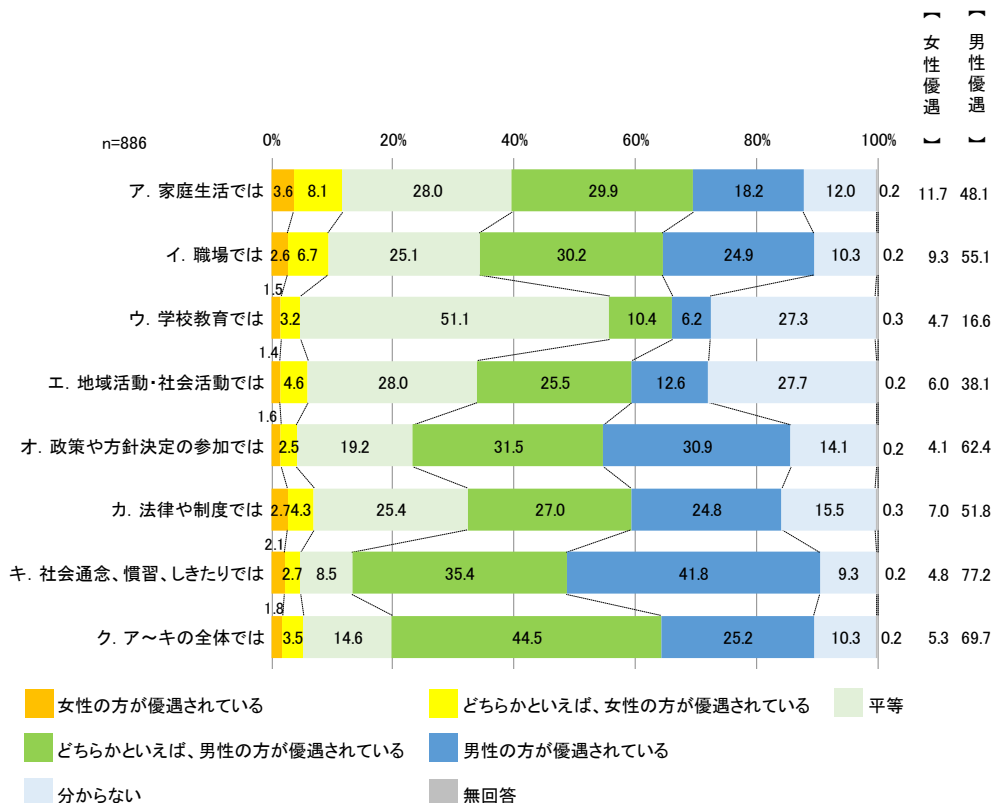
「日常の保育、生活指導や進路指導において、子どもが男女の区別なく能力を活かせるように配慮する」が71.7%と最も多く、次いで、「子どもの成長と発達に応じた性教育を行う」が43.9%となっています。



3. 男女平等への関心と意識について

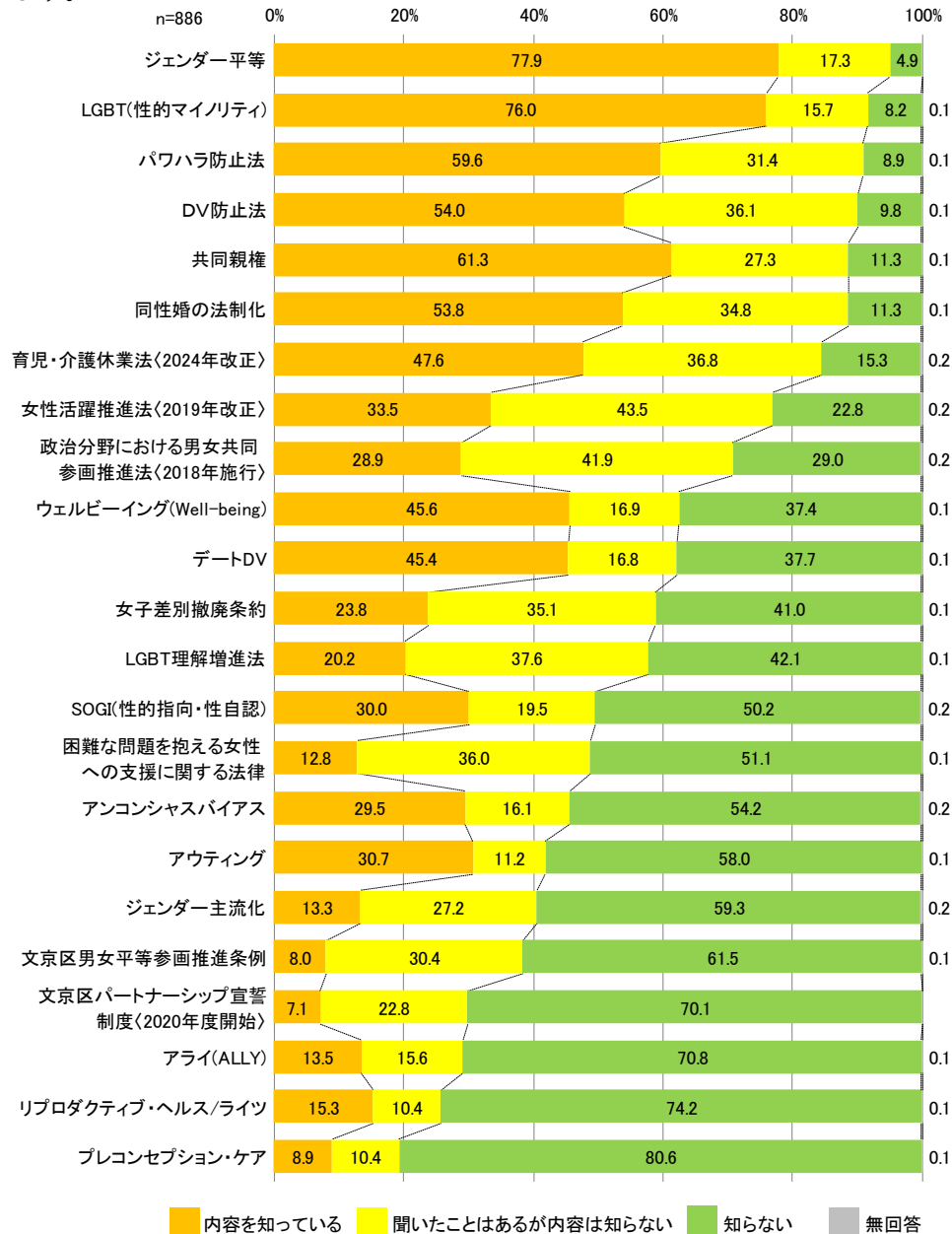
① 各場面における男女の地位の平等感

学校教育では「平等」が半数(51.1%)を占めていますが、その他の場面では、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」の合計(以下、『男性優遇』)が「女性の方が優遇されている」と「どちらかといえば、女性の方が優遇されている」の合計を30ポイント以上上回っており、特に、社会通念、慣習、しきたりについては『男性優遇』が77.2%、政策や方針決定の参加については『男性優遇』が62.4%となっています。



② 男女平等参画に関する用語の認知度

「内容を知っている」割合は、「ジェンダー平等」が77.9%で最も高く、次いで「LGBT(性的マイノリティ)」が76.0%、「共同親権」が61.3%、「パワハラ防止法」が59.6%となっています。



※「共同親権」離婚後も父母双方が子どもの親権を持つこと。民法改正により令和8年度から導入予定

「同性婚の法制化」2019(平成31)年2月に同性婚の法的不承認について全国で提訴され、その控訴審において、同性婚を認めない現行法の規定は違憲であるとの判断が示されました。(2024(令和6)年札幌、東京、福岡高裁判決、2025(令和7)年名古屋、大阪高裁判決)

「ウェルビーイング(Well-being)」身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」生活困窮、性暴力、家庭関係破綻など多様化・複合化した困難な問題を抱える女性支援の根拠法として、2024(令和6)年4月1日に施行された法律

「アウティング」本人の同意なく、LGBTQ等であることを、第三者に暴露すること

「ジェンダー主流化」社会的・文化的な性差(ジェンダー)の平等実現を目的として、男女で異なる課題やニーズを踏まえて、あらゆる政策や事業などを立案・実行していくこと。

「アライ(ALLY)」LGBTQ等の性的マイノリティを理解し、支援する人のこと

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」性と生殖に関わる全ての事柄において、身体的、精神的、社会的に良好な状態であること(リプロダクティブ・ヘルス)と、それを享受する権利(リプロダクティブ・ライツ)。女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、女性の健康支援を推進するために必要な考え事例)子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて、全てのカップルと個人が自ら選択し決定する権利

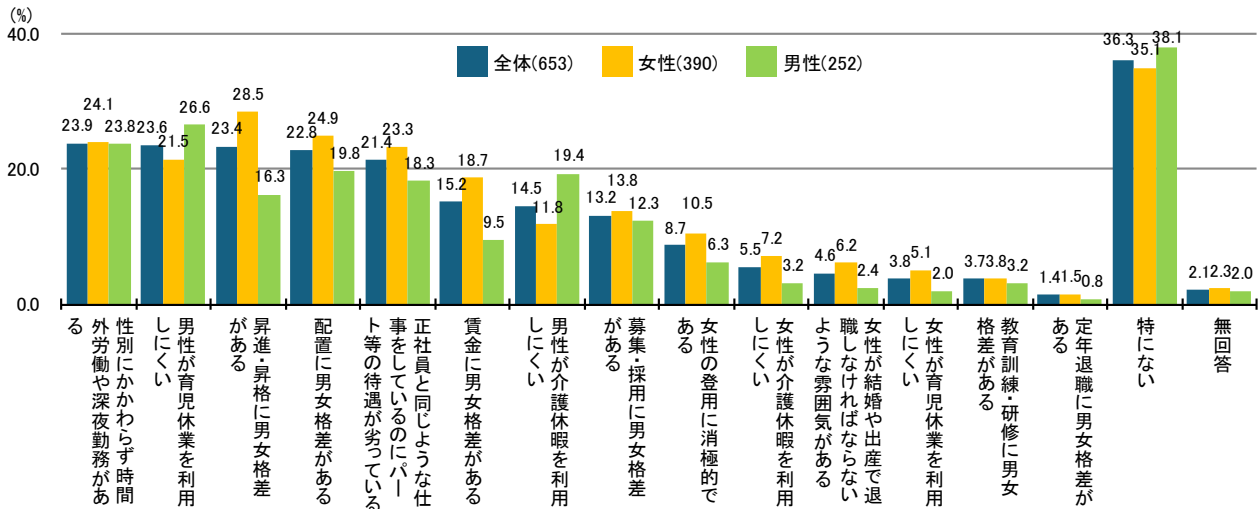
「プレコンセプション・ケア」性や妊娠に関する正しい知識を身に付け健康管理を行うよう促すこと

4. 就労・職場について

① 職場における性別による待遇の格差等

待遇の格差等があると感じることとしては、「性別にかかわらず時間外労働や深夜勤務がある」が23.9%で最も多くなっています。

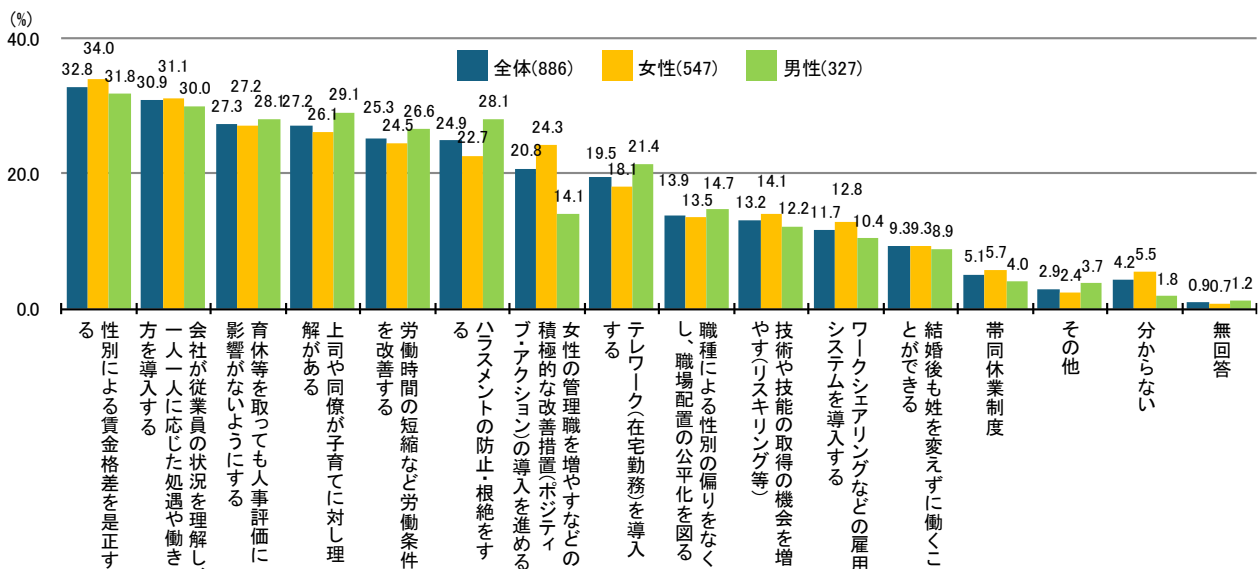
性別で見ると、女性では「昇進・昇格に男女格差がある」が28.5%で最も多くなっています。また、「賃金に男女格差がある」は女性で18.7%であり、男性(9.5%)を9.2ポイント上回っています。一方、男性では「男性が介護休暇を利用しにくい」が19.4%となっており、女性(11.8%)を7.6ポイント上回っています。



② 性別にかかわらず働きやすい職場環境をつくるために重要なこと

「性別による賃金格差を是正する」が32.8%で最も多く、次いで、「会社が従業員の状況を理解し、一人一人に応じた処遇や働き方を導入する」(30.9%)となっています。

性別で見ると、「女性の管理職を増やすなどの積極的な改善措置(ポジティブ・アクション)の導入を進める」は女性では24.3%であり、男性(14.1%)を大きく上回っています。

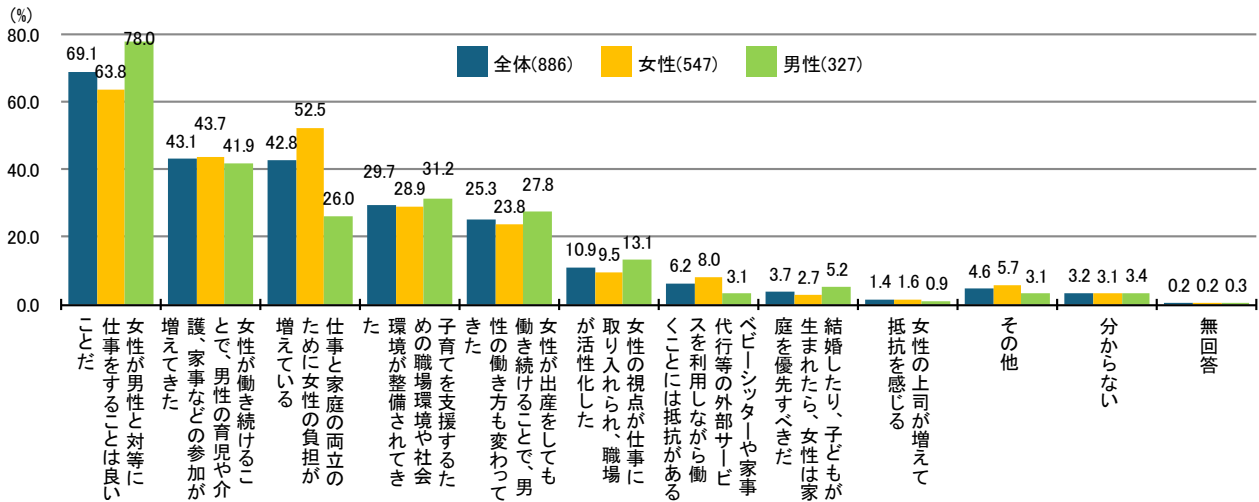


5. 女性の活躍について

① 女性が働き続けることに対する意識

「女性が男性と対等に仕事をするのは良いことだ」が69.1%で最も多く、次いで、「女性が働き続けることで、男性の育児や介護、家事などの参加が増えてきた」(43.1%)、「仕事と家庭の両立のために女性の負担が増えている」(42.8%)となっています。

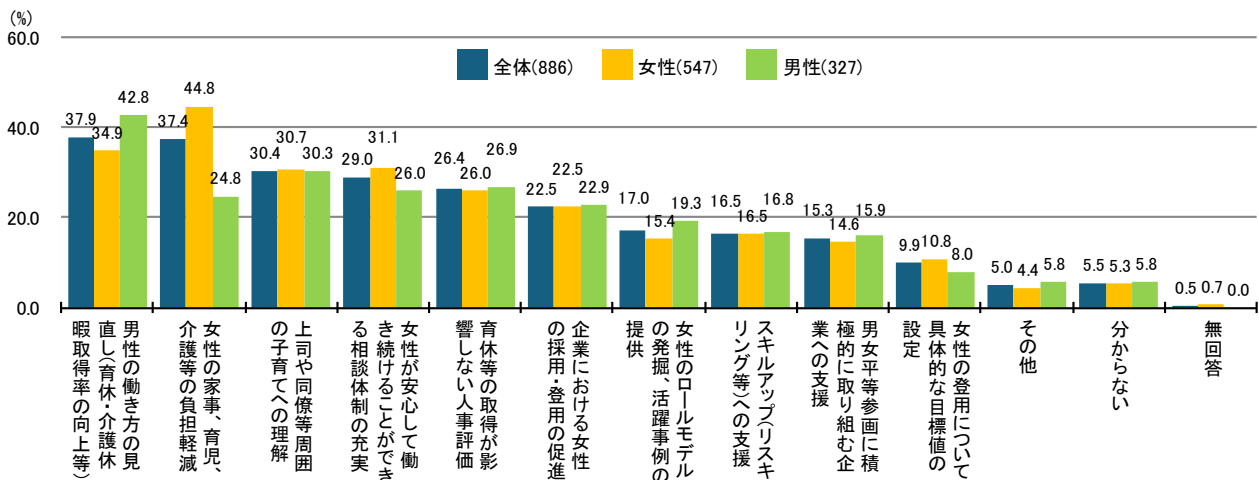
性別で見ると、「仕事と家庭の両立のために女性の負担が増えている」は、女性では52.5%を占めており、男性(26.0%)を大きく上回ります。



② 女性の管理職登用など参画を促すために必要な支援

「男性の働き方の見直し(育休・介護休暇取得率の向上等)」(37.9%)、「女性の家事、育児、介護等の負担軽減」(37.4%)が多くなっています。

性別で見ると、女性では、「女性の家事、育児、介護等の負担軽減」が44.8%で最も多く、男性(24.8%)を大きく上回っています。



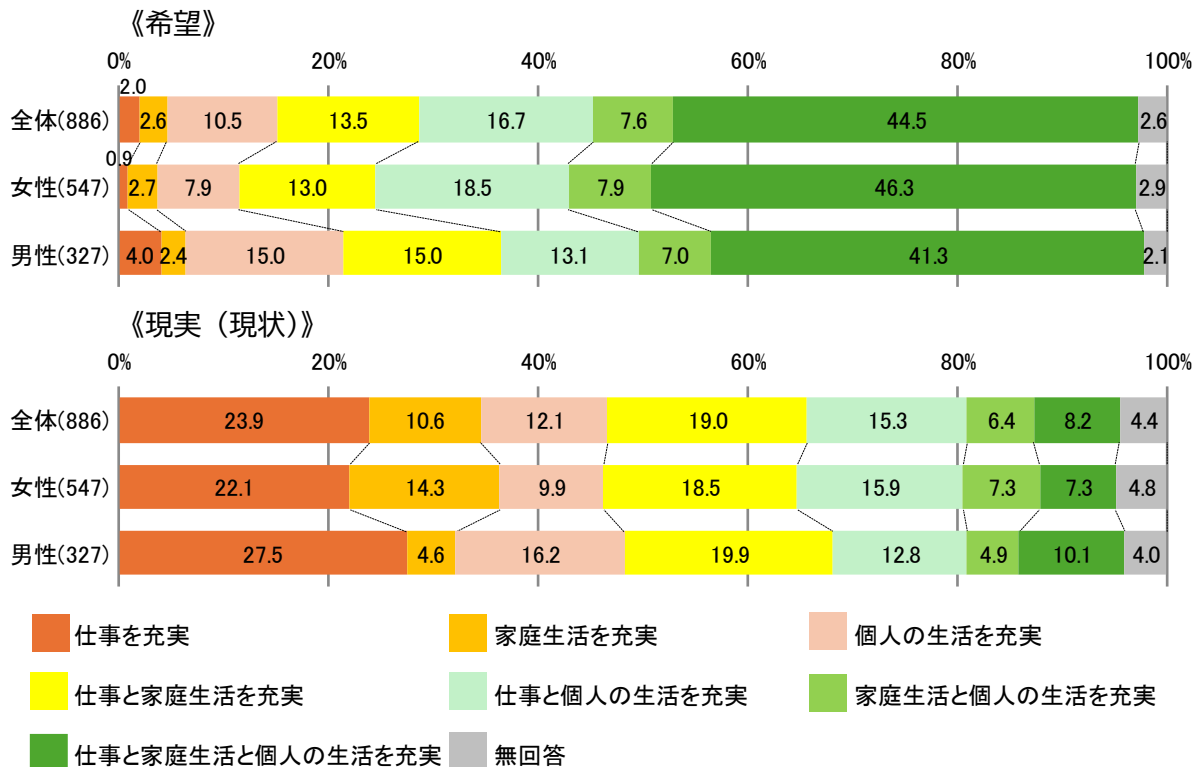
6. 家庭生活と社会生活の両立について

① 「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」の充実度

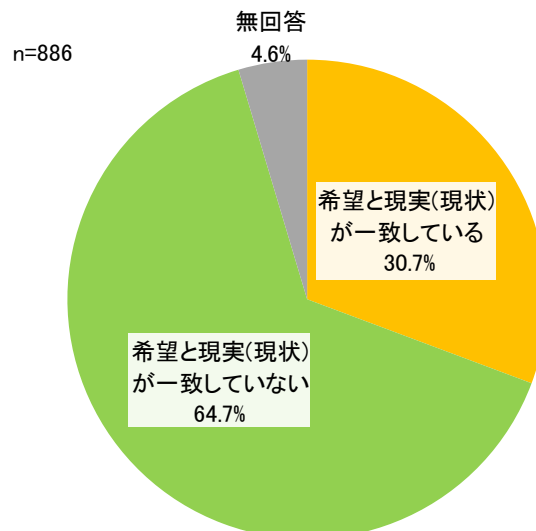
《希望》としては、「仕事と家庭生活と個人の生活を充実」が44.5%で最も多くなっています。

《現実(現状)》としては、「仕事を充実」が23.9%で最も多く、次いで、「仕事と家庭生活を充実」(19.0%)となっています。

《希望》と《現実(現状)》が一致している人は3割(30.7%)となっています。



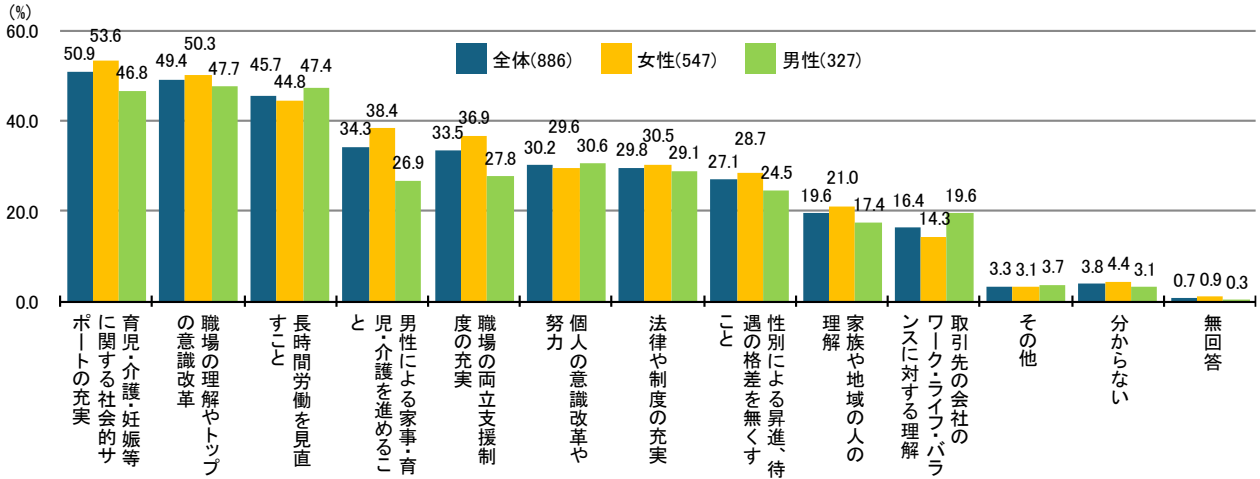
《ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の希望と現実(現状)の一致状況》



② 社会全体としてワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するために重要なこと

「育児・介護・妊娠等に関する社会的サポートの充実」(50.9%)、「職場の理解やトップの意識改革」(49.4%)、「長時間労働を見直すこと」(45.7%)が多くなっています。

性別で見ると、「男性による家事・育児・介護を進めること」は女性では 38.4%となっており、男性(26.9%)を 11.5 ポイント上回っています。また、「職場の両立支援制度の充実」も女性では 36.9%であり、男性(27.8%)を 9.1 ポイント上回っています。

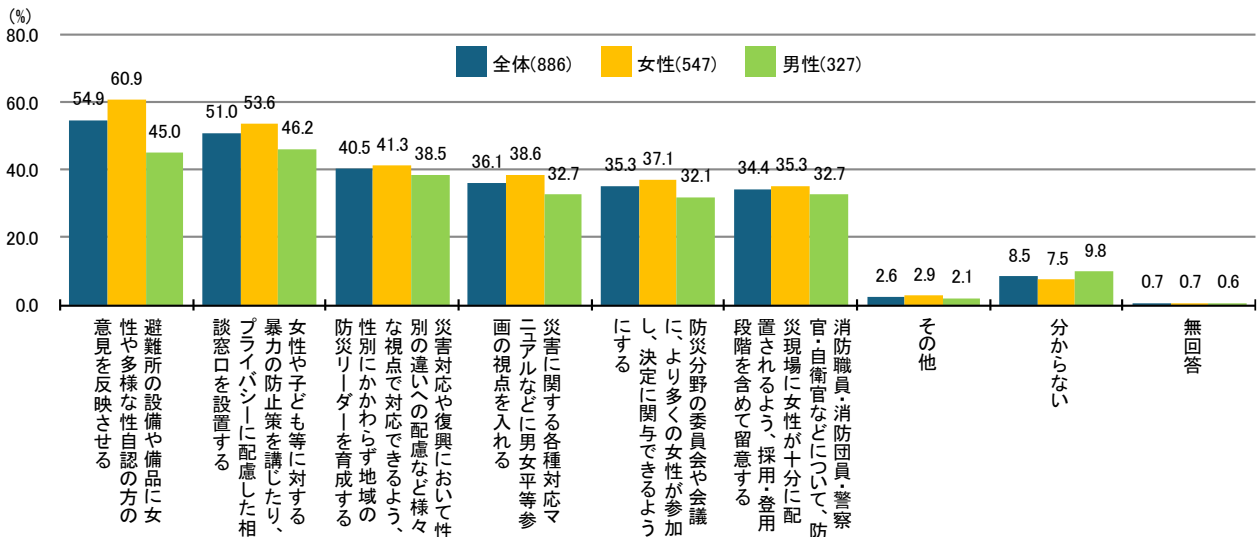


7. 地域活動、社会活動への参画について

① 男女や多様な性自認の方の視点を取り入れた防災対応として重要なこと

「避難所の設備や備品に女性や多様な性自認の方の意見を反映させる」(54.9%)、「女性や子ども等に対する暴力の防止策を講じたり、プライバシーに配慮した相談窓口を設置する」(51.0%)が過半数と多くなっています。

性別で見ると、「避難所の設備や備品に女性や多様な性自認の方の意見を反映させる」は女性では 60.9%を占め、男性(45.0%)を大きく上回っています。また、「女性や子ども等に対する暴力の防止策を講じたり、プライバシーに配慮した相談窓口を設置する」も女性で 53.6%と男性(46.2%)を 7.4 ポイント上回っています。

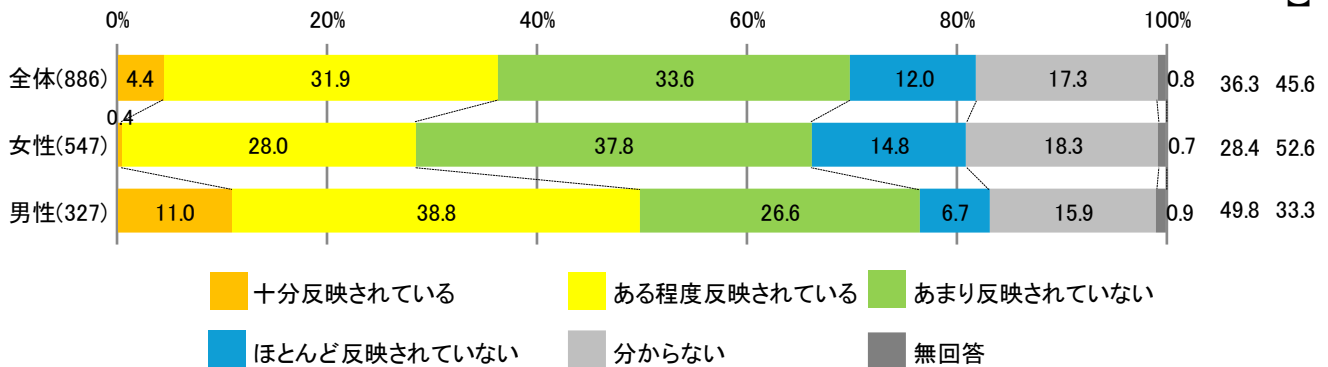


8. 政策決定過程への女性の参画について

① 女性の意見が行政にどの程度反映されているか

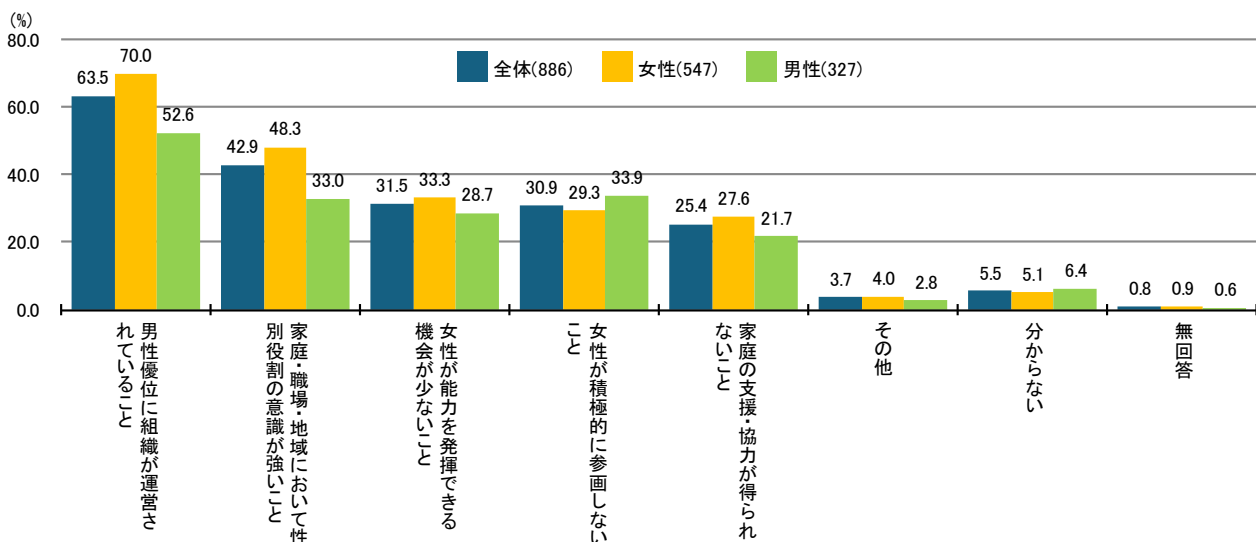
女性では、「十分反映されている」と「ある程度反映されている」の合計(以下、『反映されている』)は28.4%であり、「あまり反映されていない」と「ほとんど反映されていない」の合計(以下、『反映されていない』)が過半数(52.6%)となっていますが、一方、男性では、『反映されている』が約半数(49.8%)であり、『反映されていない』は33.3%となっています。

【 反映されている 】
【 反映されていない 】



② 政策や方針決定の過程に女性があまり進出していない原因

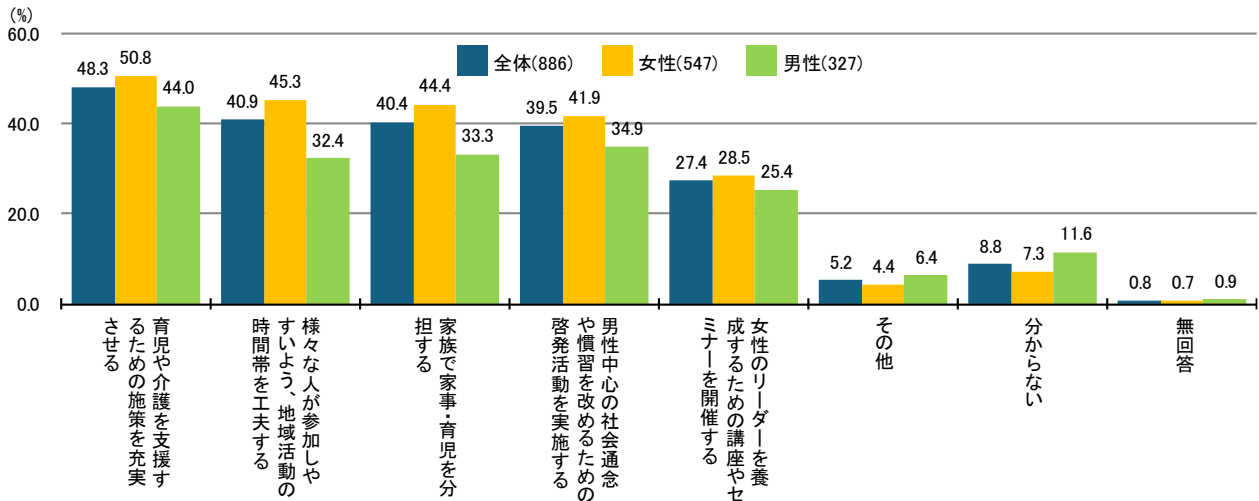
「男性優位に組織が運営されていること」が63.5%で最も多く、次いで、「家庭・職場・地域において性別役割の意識が強いこと」が42.9%となっています。いずれも女性の割合が高くなっており、男性を15ポイント以上上回っています。



③ 地域活動における女性リーダーを増やすために必要なこと

「育児や介護を支援するための施策を充実させる」が約半数(48.3%)を占め最も多くなっています。

性別で見ると、「様々な人が参加しやすいよう、地域活動の時間帯を工夫する」と「家族で家事・育児を分担する」は女性が男性を10ポイント以上上回っています。

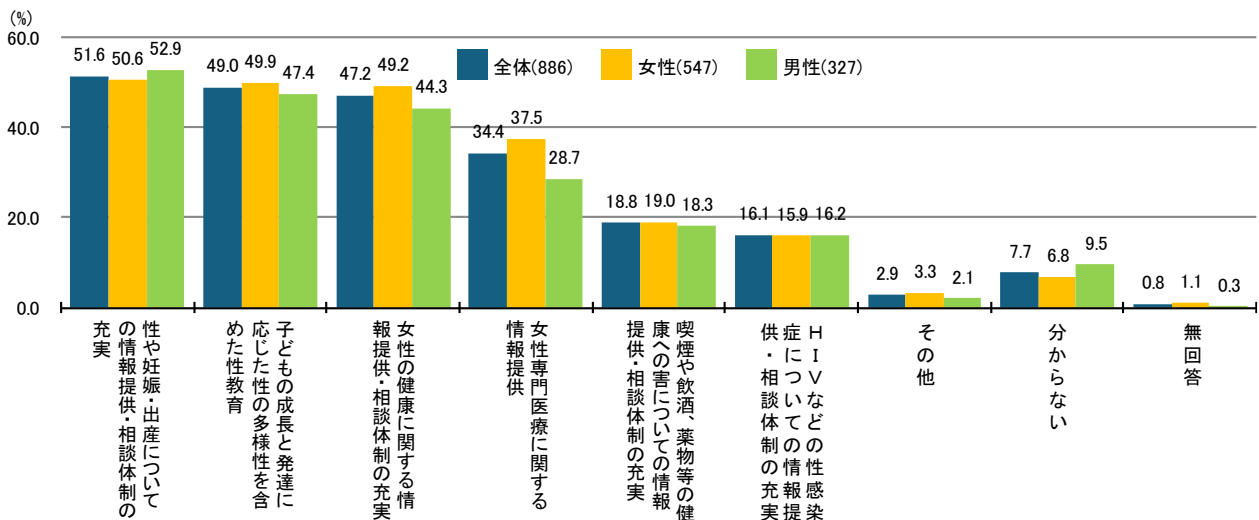


9. 健康について

① 女性が性や妊娠・出産に関して自分の意志で決める上で必要なこと

「性や妊娠・出産についての情報提供・相談体制の充実」(51.6%)、「子どもの成長と発達に応じた性の多様性を含めた性教育」(49.0%)、「女性の健康に関する情報提供・相談体制の充実」(47.2%)が多くなっています。

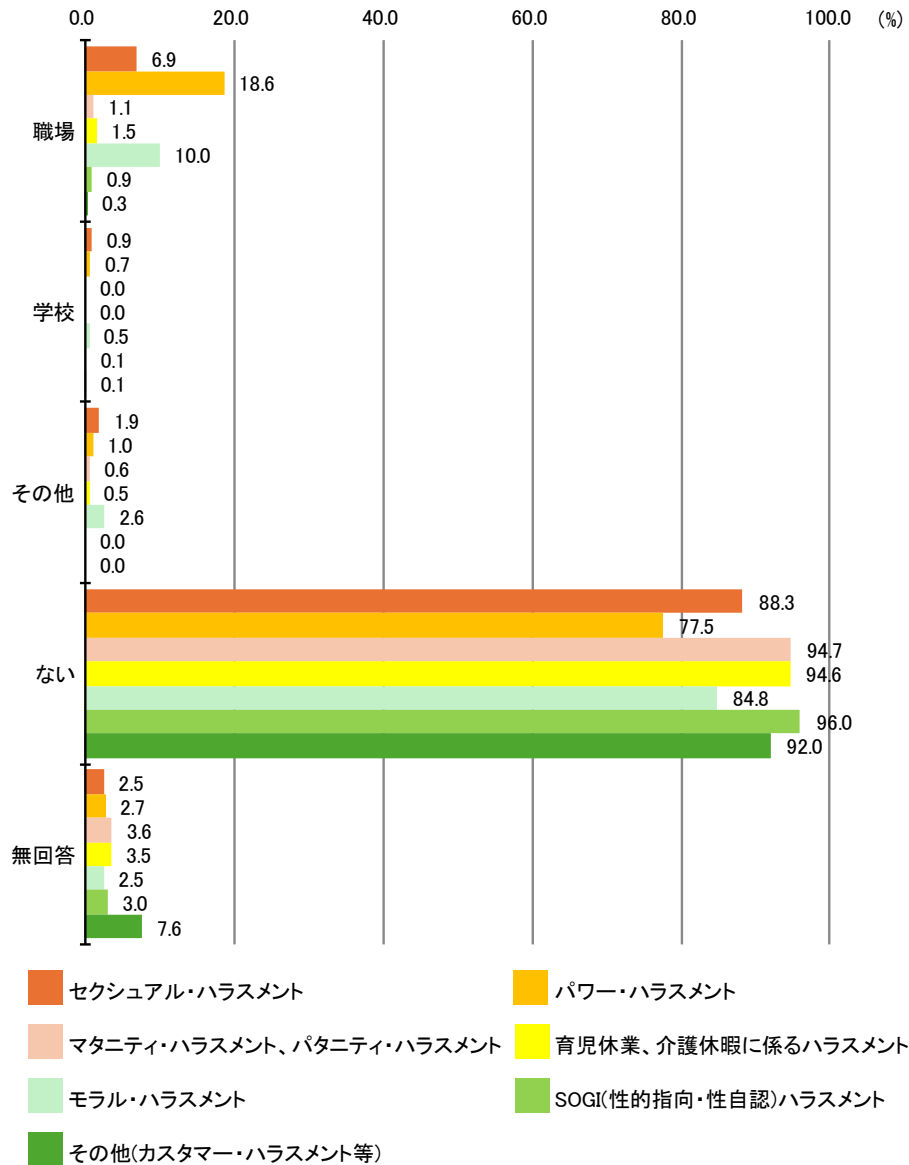
性別で見ると、「女性専門医療に関する情報提供」は、女性(37.5%)の方が男性に比べて8.8ポイント高くなっています。



10. 人権問題について

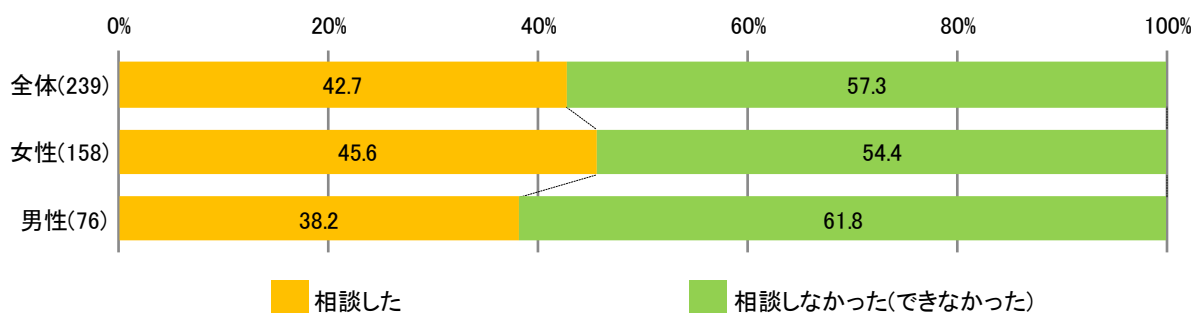
① 各種ハラスメントを受けた経験の有無

職場でハラスメントを受けたという人が比較的多く、「パワー・ハラスメント」が18.6%、「モラル・ハラスメント」が10.0%、「セクシュアル・ハラスメント」が6.9%となっています。



② ハラスメントを受けた際の相談の有無

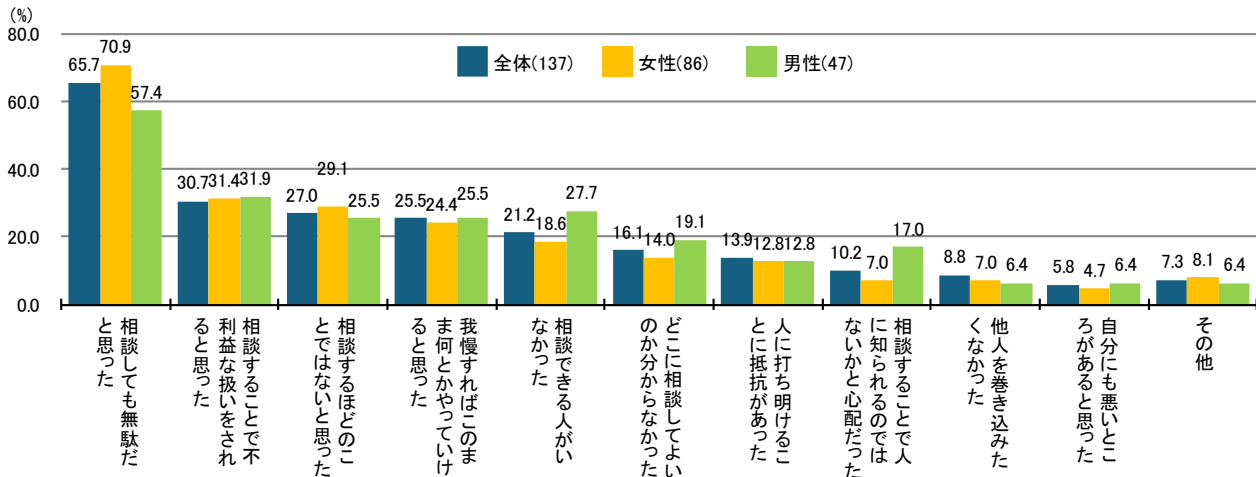
「相談した」人が42.7%、「相談しなかった(できなかった)」人が57.3%となっています。性別で見ると、女性の方が男性に比べて、「相談した」人の割合が高くなっています。



③ ハラスメントを相談しなかった（できなかった）理由

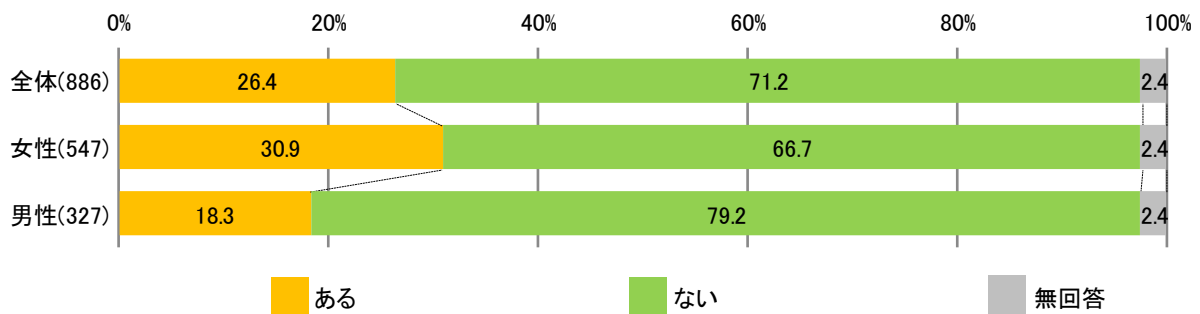
「相談しても無駄だと思った」が 65.7%で最も多く、次いで、「相談することで不利益な扱いをされると思った」が 30.7%となっています。

性別で見ると、「相談しても無駄だと思った」は、女性の方が男性よりも 13.5 ポイント高くなっています。



④ 性別による役割分担に悩んだ経験の有無

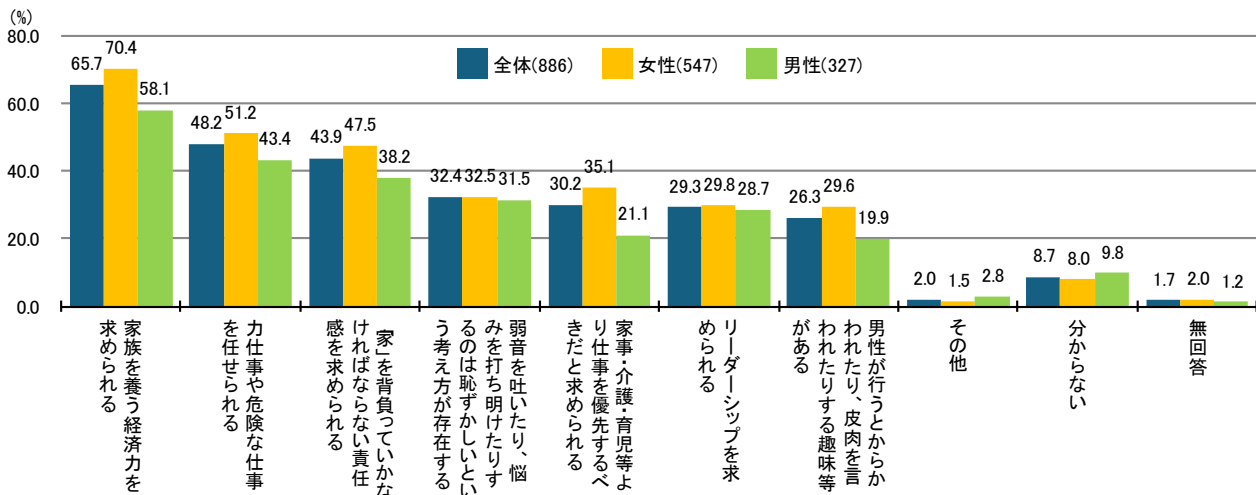
これまでの生活の中で、性別役割(ジェンダー含む)について悩んだり、疑問を感じたり、嫌な思いをしたことや身近な人が悩んでいる場面にあったことが「ある」という人は、女性では 30.9%となっており、男性(18.3%)を 12.6 ポイント上回っています。



⑤ 男性特有の負担感や生きづらさ

「家族を養う経済力を求められる」が65.7%で最も多く、次いで、「力仕事や危険な仕事を任せられる」(48.2%)、「家」を背負っていかねばならない責任感を求められる」(43.9%)となっています。

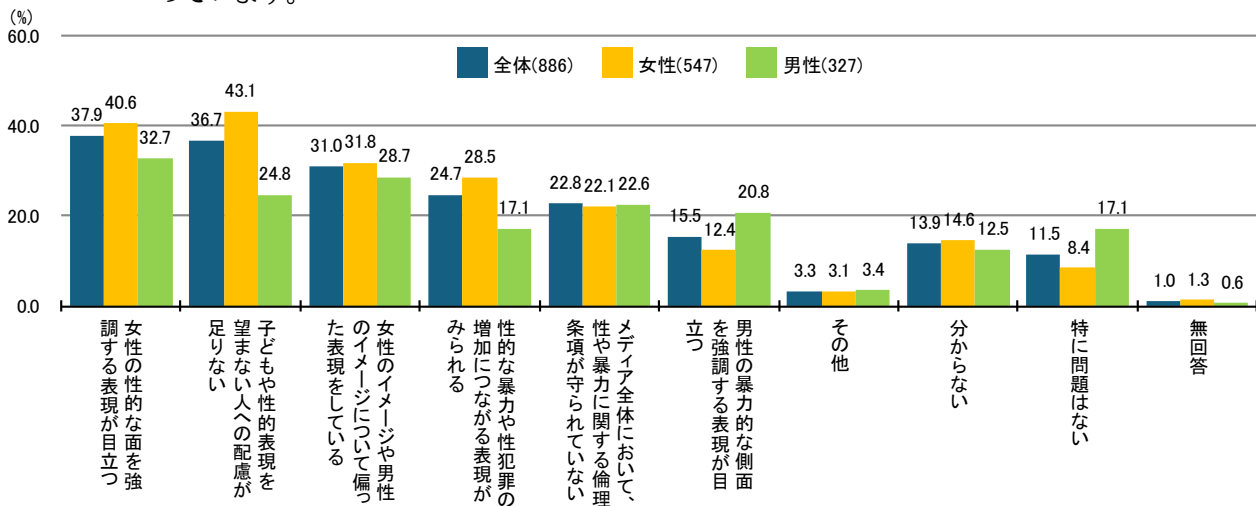
性別で見ると、「家事・介護・育児等より仕事を優先すべきだと求められる」は、女性の方が男性よりも14.0ポイント高く、「家族を養う経済力を求められる」は、女性の方が男性よりも12.3ポイント高くなっています。



⑥ メディアにおける性や暴力表現についての考え

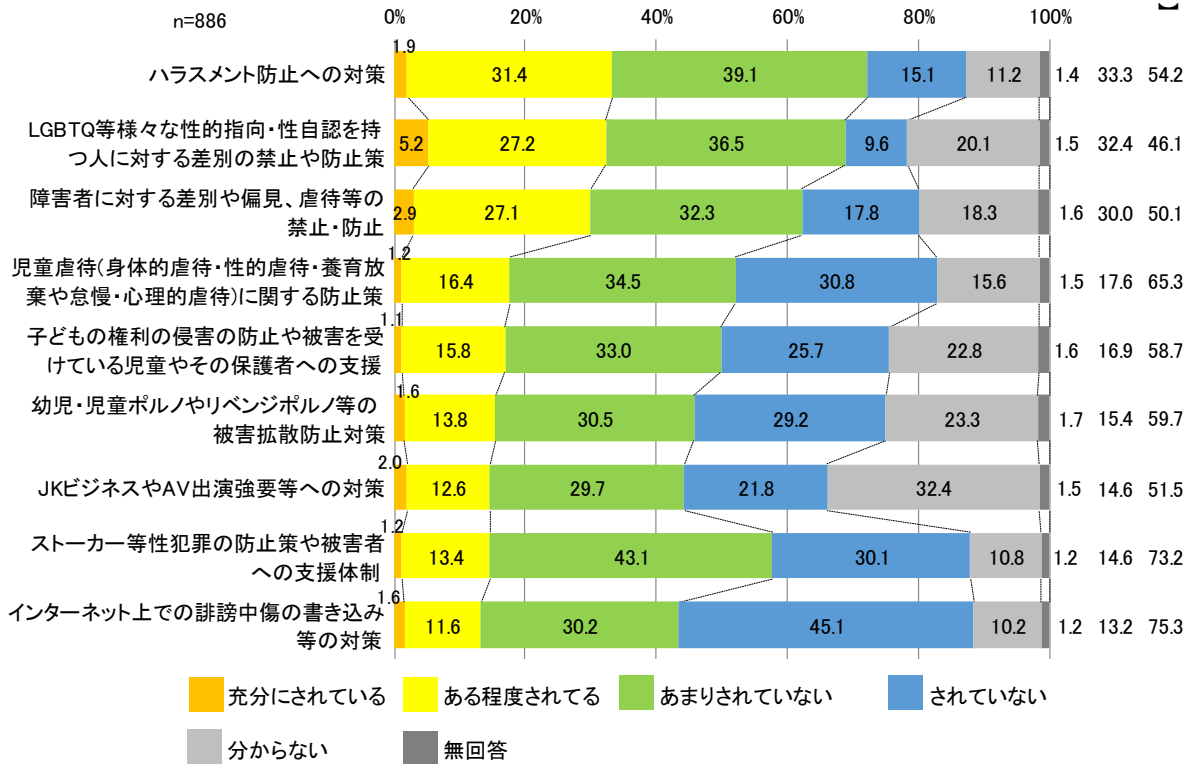
「女性の性的な面を強調する表現が目立つ」が37.9%、「子どもや性的表現を望まない人への配慮が足りない」が36.7%で多くなっています。

性別で見ると、女性では「子どもや性的表現を望まない人への配慮が足りない」が43.1%で最も多く、男性(24.8%)を18.3ポイント上回っています。また、「性的な暴力や性犯罪の増加につながる表現がみられる」も女性では28.5%で、男性(17.1%)を11.4ポイント上回っています。



⑦ 社会における人権問題の対応状況についての考え

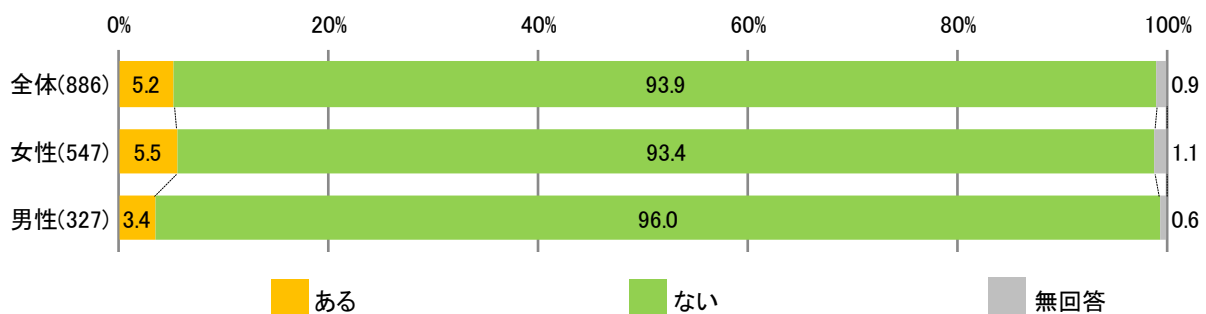
人権問題への対応状況については、いずれも「あまりされていない」と「されていない」の合計(以下、『されていない』)が「十分にされている」と「ある程度されてる」の合計を上回っています。特に、「インターネット上での誹謗中傷の書き込み等の対策」(75.3%)、「ストーカー等性犯罪の防止策や被害者への支援体制」(73.2%)は『されていない』が7割以上を占めています。



11. 性の多様性について

① 性自認や性的指向について悩んだ経験の有無

「ある」と回答した人は、5.2%となっています。

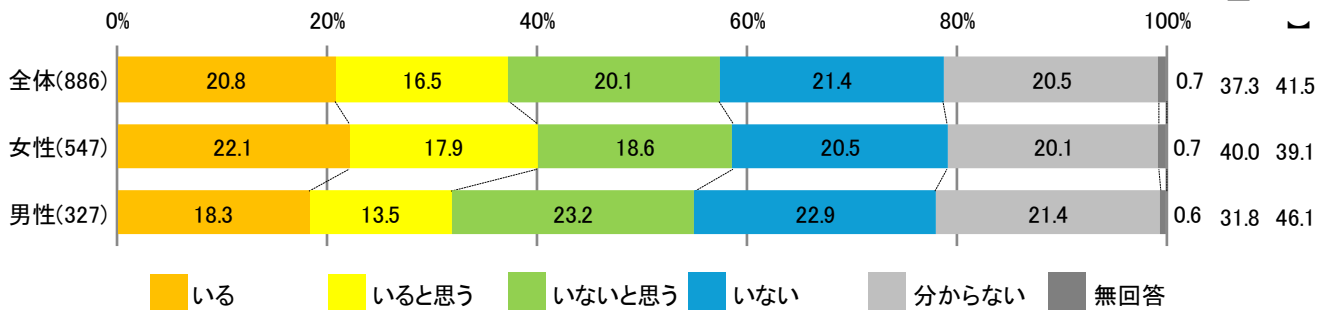


② 身近にLGBTQ等の人はいるか

「いる」が20.8%、「いると思う」が16.5%となっています。

性別で見ると、「いる」と「いると思う」の合計は、女性で40.0%であり、男性(31.8%)より高くなっています。

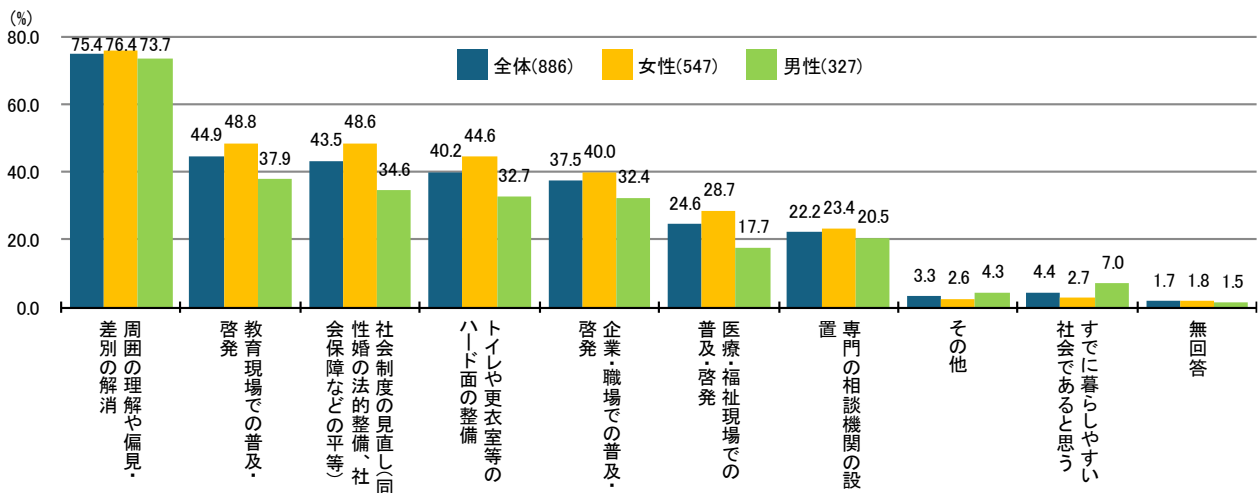
【 いる(と思う) 】
【 いない(と思う) 】



③ LGBTQ等の人たちが暮らしやすい社会になるために必要なこと

「周囲の理解や偏見・差別の解消」が75.4%で最も多くなっています。

性別で見ると、「教育現場での普及・啓発」、「社会制度の見直し(同性婚の法的整備、社会保障などの平等)」、「トイレや更衣室等のハード面の整備」、「医療・福祉現場での普及・啓発」と回答した人は女性が男性を10ポイント以上上回っています。

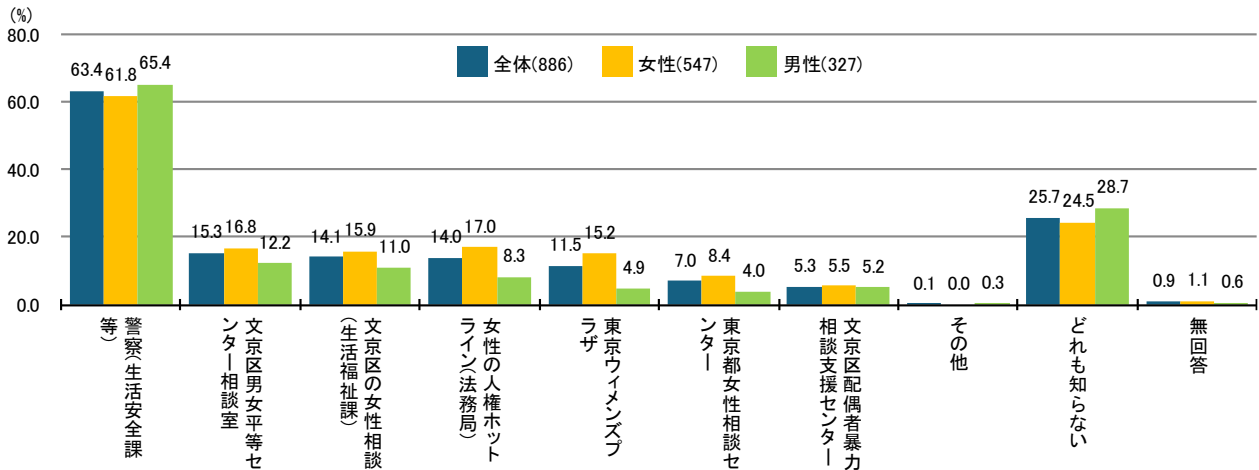


12. 暴力の防止について

① 認知している公的なDV相談機関

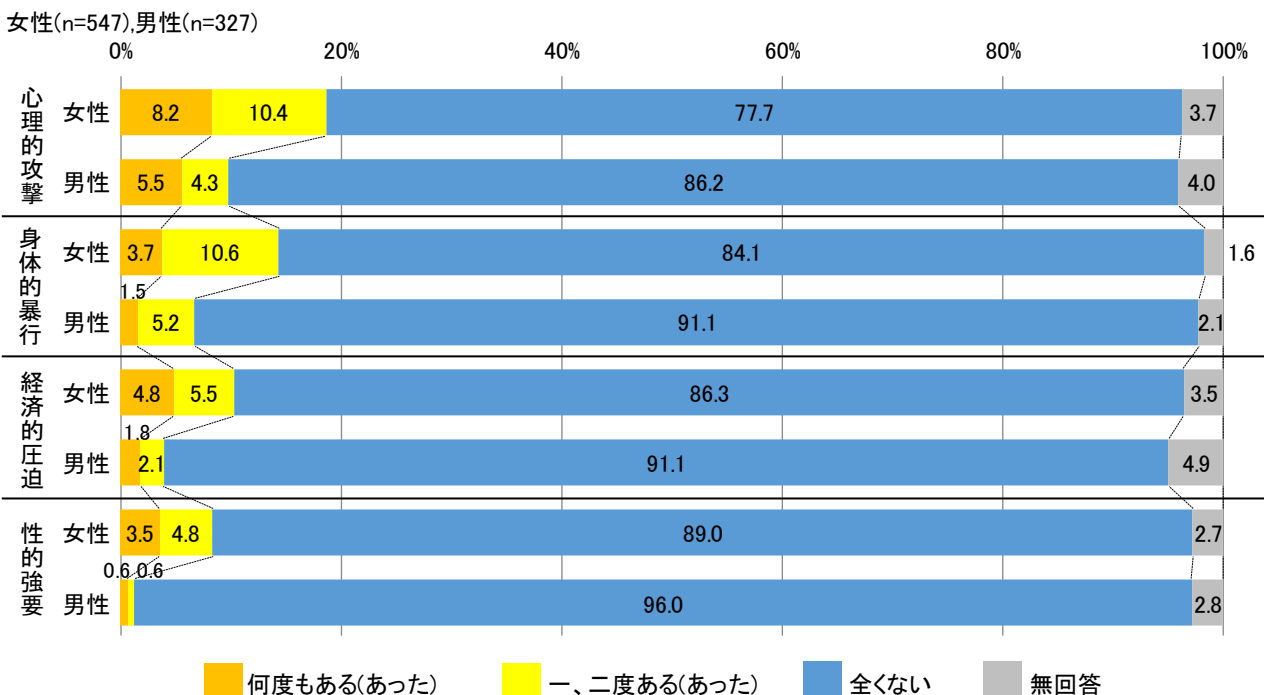
「警察(生活安全課等)」が63.4%と最も多くなっています。それ以外の相談機関を挙げた人は、いずれも2割未満となっています。また、「どれも知らない」が25.7%となっています。

性別で見ると、「女性の人権ホットライン(法務局)」は、女性で知っている人は17.0%であり、男性(8.3%)を8.7ポイント上回っています。また、「東京ウィメンズプラザ」も女性で知っている人は15.2%となっており、男性(4.9%)を10.3ポイント上回っています。



② 配偶者・パートナー、交際相手などから暴力等の行為を受けた経験

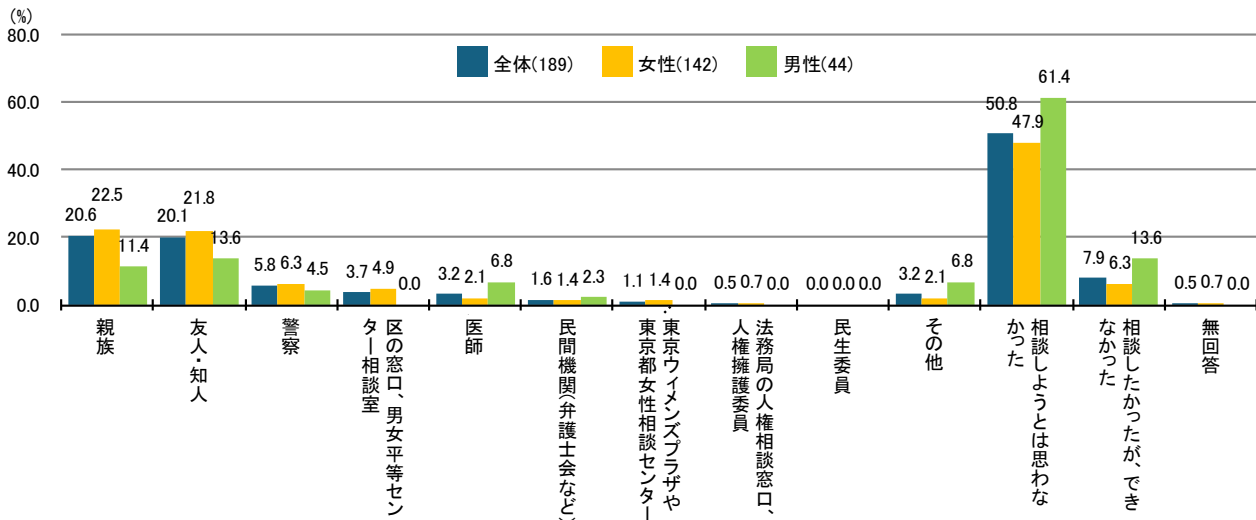
「何度もある(あった)」と「一、二度ある(あった)」を合計した行為を受けたことがある人は、女性では、心理的攻撃が18.6%、身体的暴行が14.3%、経済的圧迫が10.3%、性的強要が8.3%となっており、いずれも男性で行為を受けたことがある人よりも6~9ポイント高くなっています。



③ 暴力等を受けた際の相談先

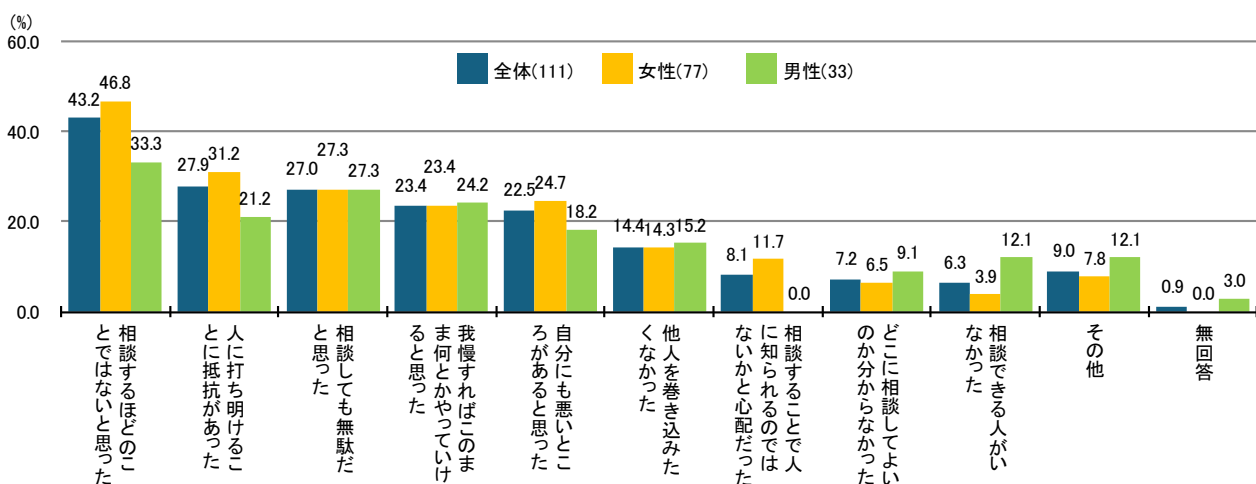
「相談しようとは思わなかった」が 50.8%となっており、特に、男性では 61.4%を占め、女性(47.9%)を大きく上回ります。また、「相談したかったが、できなかった」という人は 7.9%でした。

相談をした場合は、「親族」(20.6%)、「友人・知人」(20.1%)に相談をした人がそれぞれ 2割となっています。



④ 相談しなかった理由

相談しなかった又は相談できなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思った」が 43.2%で最も多くなっています。次いで、「人に打ち明けることに抵抗があった」(27.9%)、「相談しても無駄だと思った」(27.0%)となっています。

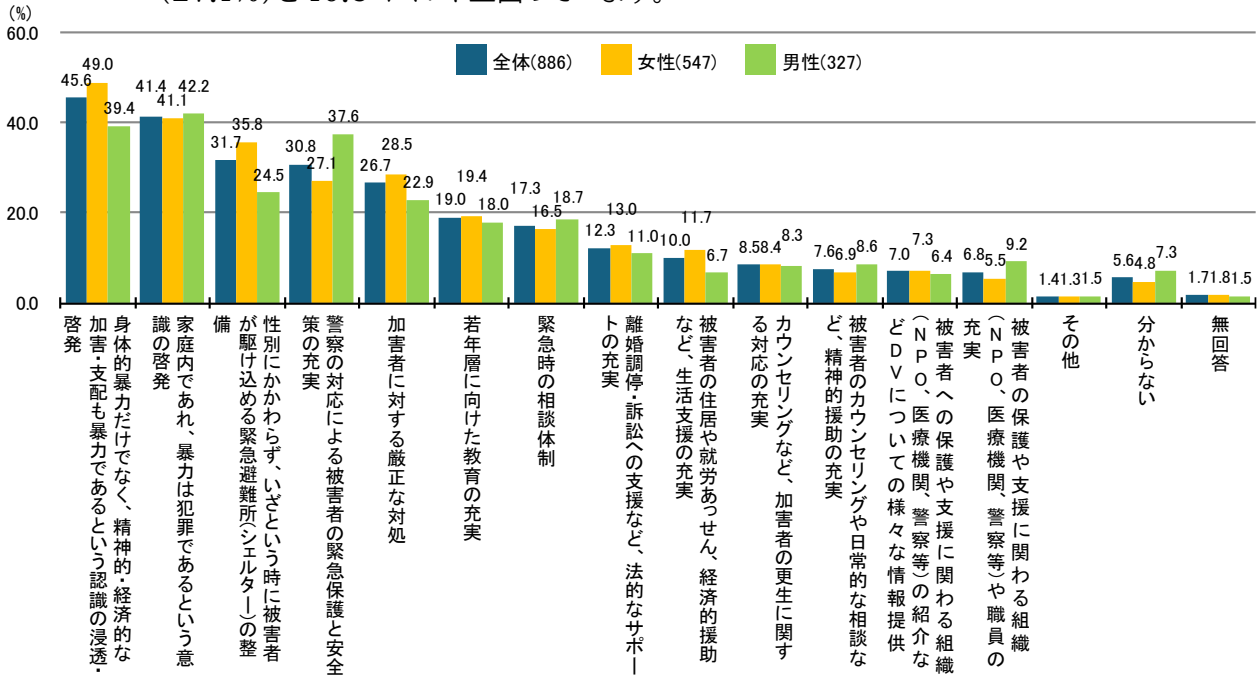


⑤ DVへの対策や被害者支援として特に充実すべきもの

「身体的暴力だけでなく、精神的・経済的な加害・支配も暴力であるという認識の浸透・啓発」が45.6%で最も多く、次いで、「家庭内であれ、暴力は犯罪であるという意識の啓発」(41.4%)となっています。

性別で見ると、「性別にかかわらず、いざという時に被害者が駆け込める緊急避難所(シェルター)の整備」も女性では35.8%であり、男性(24.5%)を11.3ポイント上回っています。

「警察の対応による被害者の緊急保護と安全策の充実」は男性で37.6%であり、女性(27.1%)を10.5ポイント上回っています。



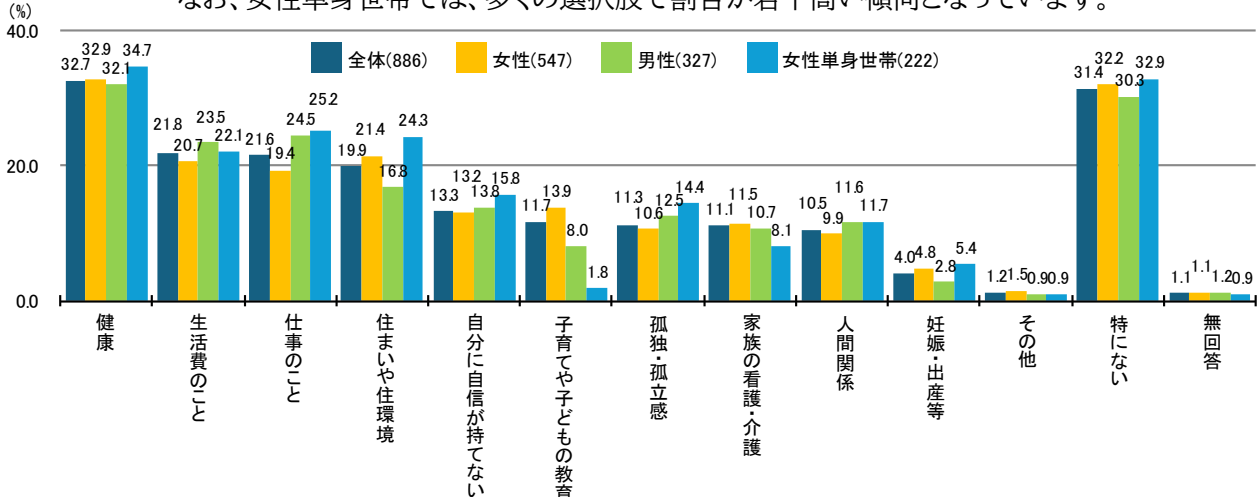
13. 生活の困りごとや悩みごとの相談窓口やサービスについて

① 生活の悩みや困りごと

全体では、「健康」(32.7%)が最も多く、「特にない」(31.4%)、「生活費のこと」(21.8%)、「仕事のこと」(21.6%)、「住まいや住環境」(19.9%)と続いています。

性別では、「仕事のこと」は、男性が女性より5.1ポイント高く、対して、「子育てや子どもの教育」は、女性が男性よりも5.9ポイント高くなっています。

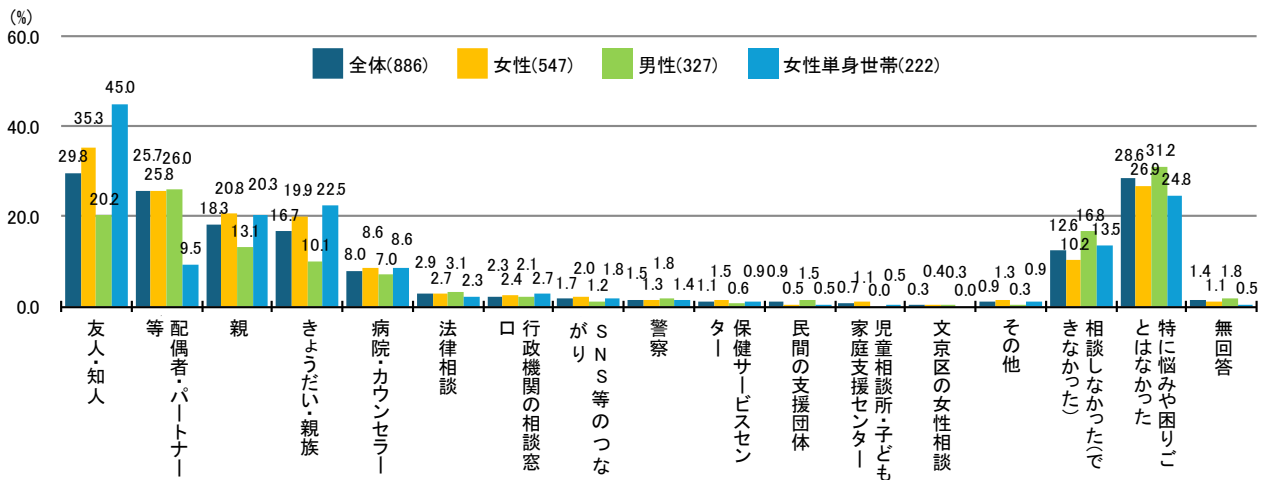
なお、女性単身世帯では、多くの選択肢で割合が若干高い傾向となっています。



② 悩みや困りごとの相談先

全体では、相談先は「友人・知人」(29.8%)が最も多く、次いで、「配偶者・パートナー等」(25.7%)となっており、「行政機関の窓口」等の公的専門機関は3%未満となっています。また、「相談しなかった(できなかった)」は12.6%、「特に悩みや困りごとはなかった」は28.6%となっています。

性別では、女性の相談先は、「友人・知人」(35.3%)が最も多く、男性(20.2%)より15.1ポイント高くなっています。さらに、女性単身世帯では半数近い45.0%で、女性全体より10ポイント程度高くなっています。また、女性では、「親」が7.1ポイント、「きょうだい・親族」が9.8ポイントと男性より高くなっています。「相談しなかった(できなかった)」と「特に悩みや困りごとはなかった」は、男性の方が女性よりも高くなっています。

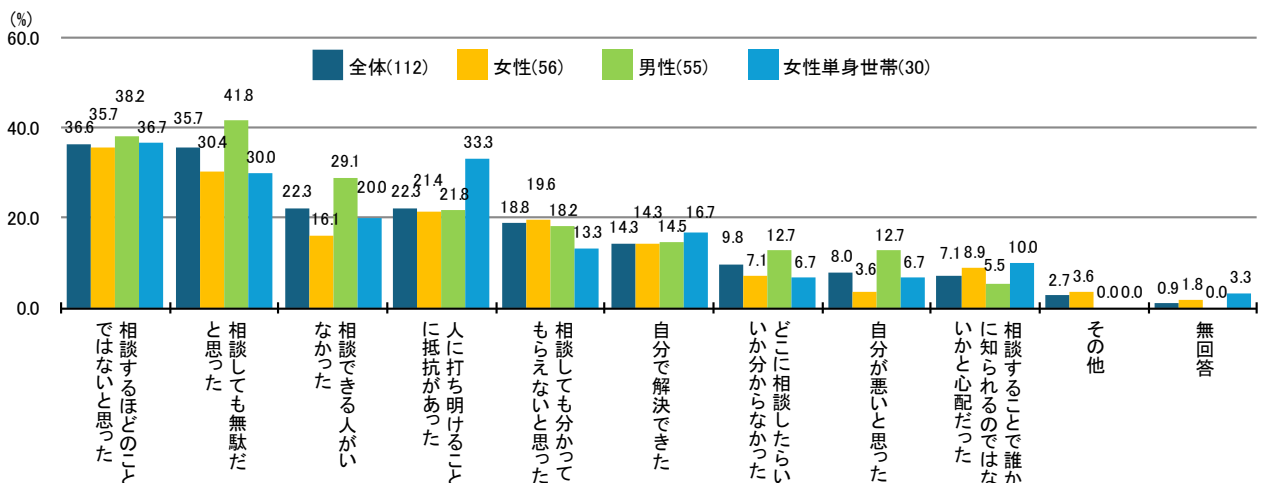


③ 相談しなかった理由

全体では、「相談するほどのことではないと思った」(36.6%)、「相談しても無駄だと思った」(35.7%)が多くなっています。

性別では、「相談しても無駄だと思った」、「相談できる人がいなかった」は、男性の方が女性より10ポイント以上高くなっています。

なお、女性単身世帯では、「人に打ち明けることに抵抗があった」が33.3%と多くっており、他よりも10ポイント以上高くなっています。

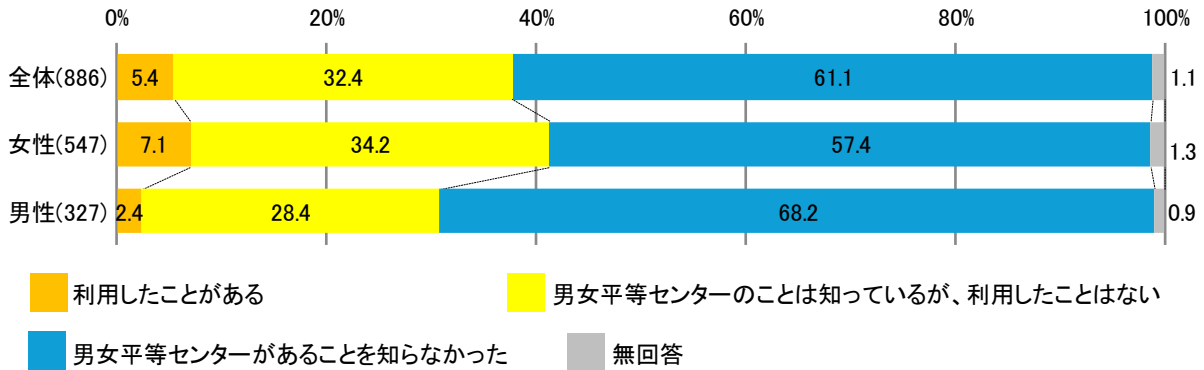


14. 男女平等参画の推進施策・男女平等センターについて

① 男女平等センターの利用状況

男女平等センターを「利用したことがある」と「知っているが、利用したことはない」人の合計は、女性では41.3%、男性では30.8%となっています。

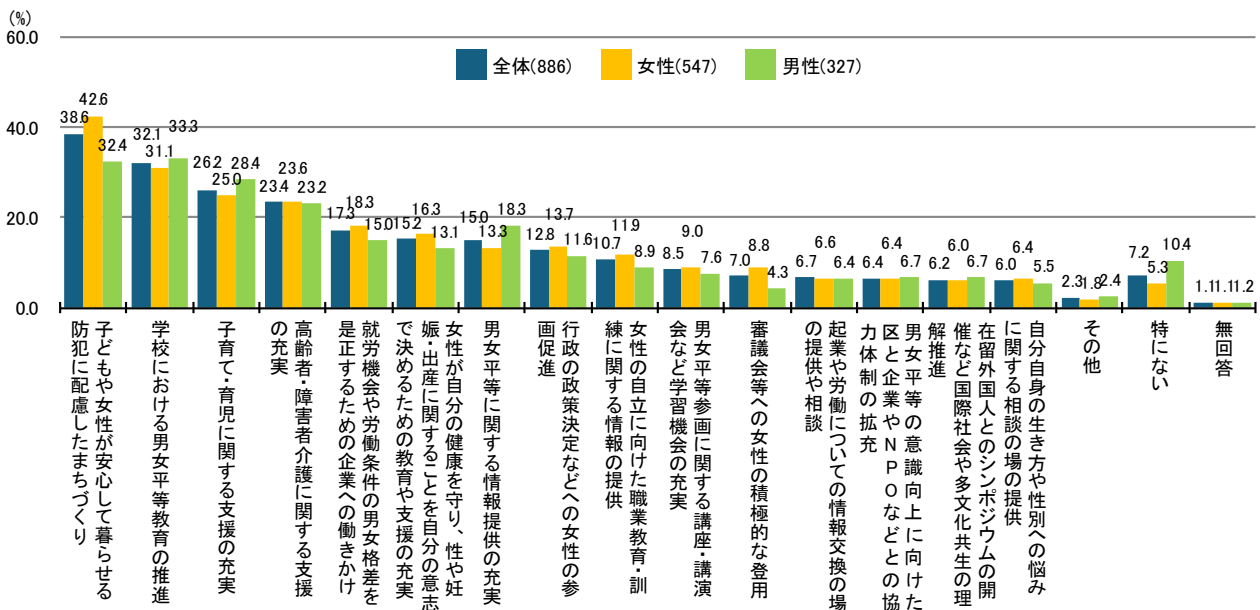
「利用したことがある」人は、女性では7.1%であり、男性では2.4%となっています。



② 男女平等参画社会の実現のために区が力を入れるべきこと

「子どもや女性が安心して暮らせる防犯に配慮したまちづくり」が38.6%で最も多く、次いで、「学校における男女平等教育の推進」(32.1%)となっています。

性別で見ると、「子どもや女性が安心して暮らせる防犯に配慮したまちづくり」は女性では42.6%であり、男性(32.4%)を10.2ポイント上回っています。



「文京区男女平等参画推進条例」とは

文京区では、性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、互いの違いや多様な生き方を尊重する社会を次世代につなぐために、区民一人一人が互いの人権を尊重し、いきいきと暮らせる男女平等参画社会の実現を目指すことを目的として、平成25年11月1日から「文京区男女平等参画推進条例」を施行しています。

【条例の特徴】

- 1 学問の盛んな「文の京^{ふみ みやこ}」としての区の特徴を反映し、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場において、男女平等参画社会を支える意識形成への取組が行われることを基本理念の一つとしています。
- 2 東日本大震災を教訓とし、災害等への対応において、男女双方の視点に配慮することを盛り込んでいます。

【条例の主な内容】

- ・ 7つの基本理念の位置付け(多様な生き方の選択、家庭生活と社会活動の調和等)
- ・ 性別に起因する人権侵害(① 配偶者等からの暴力、② セクシュアル・ハラスメント、③ 性的指向・性自認に起因する差別、④ その他の性別に起因する人権侵害)の禁止
- ・ 男女平等参画推進のために区が行う6つの基本的施策の位置付け(計画の策定、広報及び啓発並びに教育に対する支援、男女の参画機会不均衡等への積極的改善措置、男女平等参画推進の拠点施設としての男女平等センターの位置付け等)
- ・ 男女平等参画の推進について調査・審議を行う男女平等参画推進会議の設置

文京区 男女平等参画に関する区民調査 報告書 概要版

令和8(2026)年3月発行

【発行】文京区総務部総務課ダイバーシティ推進担当
〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号
電話:03-5803-1187(直通)

印刷物番号:B0125031